

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況
Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 適用事務に関する事項 (1) 国民年金の適用の促進 以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。 ア 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した 20 歳、34 歳及び 44 歳到達者等に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続の実施その他の対策を着実に推進する。 イ 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知や関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。 なお、被保険者に対する周知に当たっては、ハローワークとの連携について十分配慮する。 ウ 国民健康保険の保険者である市区町村との連携により、適正な届出を促進する。	<実績> ○住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用し把握したすべての20歳到達者（121万人）に対し、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付（55万人）し、第1号被保険者として資格取得等の手続を行いました。この結果、住基ネットにより把握した20歳到達者全員について加入手続き（完全適用）を行いました。 また、住基ネットにより把握した34歳及び44歳到達者のうち、基礎年金番号が付番されていない方に対しても届出勧奨等を行いました。 ○転職者等に対しては、被保険者種別変更の届出を要する事由が発生したときから2か月後に届出勧奨を行い、自主的な届出を促しました。 届出勧奨を行ってもなお届出されない場合には、第1号被保険者として種別変更などの手続を行いました。 ○「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用事業（平成21年度にモデル実施し平成23年2月から全国で実施）」への協力や市区町村向けの情報誌「かけはし」の作成・送付（平成22年7月から隔月発行）により、市区町村と連携し、適正な届出を促進しました。 また、市区町村における端末装置の設置拡大に努めた結果、端末装置を設置している市区町村数は、前年度から47市区町村増え、平成23年3月末現在で282市区町村となりました。 ○平成22年12月15日付厚生労働省年金局通知を受け「第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱い」（いわゆる「運用3号」）を平成23年1月以降実施しましたが、同取扱いは平成23年3月8日付で廃止されました。

<自己評価（要因分析含む）>

評語：B

○住基ネットを利用して把握した20歳到達者全員及び34歳及び44歳到達者のうち基礎年金番号が付番されていない方について、加入手続きを行いました。また、転職者等の被保険者種別変更の届出勧奨などの対策を確実に実施しました。

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取状況
Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 適用事務に関する事項 (2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進 以下の取組により、厚生年金保険等の適用を促進する。これらの取組にあたっては、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、機構全体及び各年金事務所ごとに平成 22 年度行動計画を策定し、当該計画に基づき、効果的・効率的な推進に努める。 なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、重点的加入指導など各種取組について、中期計画期間中のできるだけ早い時期に平成 18 年度の実績を回復することを念頭に、適切な目標を設定する。 ① 適用事業所の適用の促進 ア 未適用事業所の確実な把握 公共職業安定所や地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を活用して、未適用事業所の効果的かつ的確な把握に努める。	<実績> ○未適用事業所の把握及び適用（加入手続き）の促進及び適用事業所の調査については、機構全体及び年金事務所ごとに行動計画を策定し、行動計画に基づく取り組みを行いました。この結果、適用に係る各種取組は、行動計画により定めたそれぞれの目標をおおむね達成し、前年度を大幅に上回る実績を上げることが出来ました。 【別表 6：厚生年金保険等の適用促進に係る平成 22 年度行動計画（機構全体版）】 【別表 7：厚生年金保険等の適用促進に係る平成 22 年度行動計画の達成状況】 ○未適用事業所の把握については、公共職業安定所及び地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を活用して、的確な把握に努めました。なお、平成 23 年 3 月末現在で、機構が未適用事業所として把握している事業所数は、107,935 事業所となっています。（現在、厚生年金保険と雇用保険の適用事業所全数の突合作業を行っており、その結果により、把握された未適用事業所数が相当程度増加する可能性があります。）

イ 未適用事業所への重点的加入指導及び認定による加入手続の実施

平成 21 年度末までに外部委託による加入勧奨を実施したにもかかわらず、自主的な適用届の提出を行わない事業所について、重点的加入指導を実施し、着実に適用へと結びつける。

また、重点的加入指導を 3 回実施しても加入の見込みがない事業所については、立入検査を行い、必要な場合には認定による加入手続を実施する。

なお、一連の手順について明確な判断基準を定めるとともに、適用促進対象事業所に係る取組の進捗管理について、適用促進対象事業所・事蹟管理システムによる的確な管理を実施する。

② 事業主からの適正な届出の促進

ア 資格取得や賞与に係る届出漏れが多い傾向にある卸売業、小売業、運輸業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者に係る適正な届出について、重点的な指導を

○加入勧奨を実施後、自主的な新規適用届の提出が行われない場合には、職員による戸別訪問や来所要請による重点的加入指導を実施するとともに、加入の見込みがない場合には立入検査を実施し、適用に結びつけるよう努めました。また、調査要領を整備し、的確な管理に努めるべくマニュアル化を図るとともに、適用促進対象事業所・事蹟管理システム（※13）については、改善に向けた検討を進め 23 年度からシステム改善を図ることとしています。

○これらの適用促進対策を講じた結果、適用に至った事業所数は 4,808 事業所と平成 21 年度の 2,567 事業所を 2,241 事業所上回る実績となりました。

【別表 8：厚生年金保険適用関係指標の推移】

○事業主からの適正な届出の促進や、被保険者への資格得喪等通知の徹底については、事業所調査の際の指導や、保険料納入告知書送付時の文書同封などにより、全事業所に注意喚起を行っています。

○全喪届（※14）の適正な届出については、一般監査における点検項目として必要な取組を行っています。また、資格喪失届や月額変更届の適正化については、事業所調査において必要な調査及び指導を行っています。

行う。 なお、労働者派遣業や外国人就労者に関しては、都道府県労働局と緊密な連携を図るものとする。 イ 解散や休業を理由とする全喪 受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めるなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。また、被保険者がいない現存事業所についての実態把握に努める。 ウ 適用事業所の調査において、資格喪失届や月額変更届について、一定期間以上遡及して提出されたものの有無を点検し、遡及して提出されたものが確認された場合にあっては、関係帳簿等との照合により、届出内容の事実関係を確認する。 エ 適用事業所の事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失、又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう指導する。 ③ 厚生年金特例法への対応 ア 厚生年金保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず、勤務	○被保険者ゼロ事業所（いわゆるE6事業所）については、全件実態調査（約13万件）を行うとともに、被保険者を確認した場合の加入手続き及び適用事業所に該当しない場合の全喪手続きを進めています。また、全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者（※15）のうち、健康保険・厚生年金保険に加入すべき者についても適用の促進に努めました。 《用語解説》 （※13）パソコンに適用促進対象事業所を登録し、加入勧奨・加入指導の事蹟を登録することにより、指導段階の状況を把握管理することによって効果的・効率的に加入指導を実施していくためのものです。 （※14）厚生年金保険等の適用事業所でなくなった場合に事業主が届出をするものです。 （※15）全国建設工事業国民健康保険組合の加入要件を満たさない無資格加入者（健康保険適用除外承認を受けない加入者）であって、同国保組合の行政処分により遡って組合員資格を喪失した方です。 ○厚生年金特例法（※16）に関しては、特例納付保険料の勧奨を行うとともに、納付勧奨に応じない事業主に対しては、事業主名又は元役員の氏名の公表を行いました。なお、平成22年度における公表件数は、451件となっています。
---	---

先の事業主からの届出や保険料の納付がなかったため年金記録に反映されていない期間がある事案について、その期間に係る年金記録確認第三者委員会のあっせんがあった場合は、年金記録の訂正を行うとともに、厚生年金特例法に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨を実施する。

イ 事業主等が保険料の任意納付の申し出をしない場合、又は納期限までに保険料を納付しない場合は、厚生年金特例法に従い事業主名又は元役員の氏名を公表する。

《用語解説》

(※16)厚生年金特例法により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正され、年金額に反映されます。事業主は過去の保険料を納付することになりますが、納付しない場合は事業主名が公表されます。

＜自己評価（要因分析含む）＞

評語：A

○厚生年金保険等の適用対策については、平成20年度の実績を上回り、できるだけ平成19年度の実績に近付けることを目標に、重点的加入指導、立入検査、事業所調査それぞれの実施件数目標を行動計画において設定し、取り組みの推進を図りました。

○要員の確保（有期雇用職員の採用）に時間を要したことから、各年金事務所における本格的な取り組みは年度後半からとなりましたが、重点的加入指導及び事業所調査については、行動計画の目標を達成し、前年度及び平成20年度を大幅に上回る取り組みを行いました。

なお、立入検査は、重点的加入指導を一定回数行った後の手続であり、適用対策全体の取り組み開始時期が遅れたことの影響から、行動計画の目標を達成するには至りませんでした。前年度に比べれば2倍程度の取り組みを行っています。

○上記のような取り組みの結果、適用に至った事業所数も4,808事業所と、前年度の2,567事業所、平成20年度の3,381事業所を上回る実績を挙げることができました。

○中期計画の目標である平成18年度並みの実績を挙げるためには、各種取り組みを加速させる必要がありますが、年度途中から急きょ全国建設工事業国民健康保険組合の問題への対応が求められたこと、ここ数年滞留していた被保険者ゼロ事業所の対策を同時平行的に行ったこと、要員確保に時間を要したこと等を考慮すると、中期計画の実質的初年度としては、相当の成果を収めることができたものと考えています。今後、雇用保険データとの全件突合等により、未適用事業所の正確な実態把握を行った上で、未適用事業所の減少に向けた取り組みの一層の強化に努めていきます。

○なお、事業主からの適正な届出の推進や、厚生年金特例法への対応についても、所要の取り組みを行いました。

厚生年金保険等の適用促進に係る平成 22 年度行動計画（機構全体版）

1. 基本的考え方

厚生年金保険及び全国健康保険協会管掌健康保険（以下「厚生年金保険等」という。）の未適用事業所の解消は、負担の公平性の観点及び年金受給権の観点から、日本年金機構が取り組むべき重点課題のひとつであり、行動計画に沿った計画的・効率的な事業の推進に努める。

また、厚生年金保険等の適用の適正化を図るため、適用事業所の調査についても着実な取り組みを行う。

2. 対象期間

平成 22 年 5 月～平成 23 年 4 月

3. 機構全体の目標

- (1) 適用促進に関する各種取り組みについて、平成 20 年度の実績を上回り、できるだけ平成 19 年度の実績に近づけることを目標とする。
- (2) 未適用事業所に係る適用促進の中心的な施策となる「訪問による重点的加入指導」対象事業所の目標数は 3,600（平成 19 年度実績並み）以上と設定する。なお、重点的加入指導等の対象事業所の選定は、次のような考え方に沿って行う。

ア 重点的加入指導の対象事業所

関係機関等からの情報提供や被保険者となるべき者から資格の確認請求が行われた事業所は必ず対象とするほか、戸別訪問による加入指導は従業員規模が 10 名以上の事業所から、呼出による加入指導については従業員規模が 5 人以上の事業所から優先的に実施する。

イ 立入検査（認定による加入手続）の対象

訪問による重点的加入指導を 3 回実施しても加入手続に応じない事業主に対し、立入検査を実施する。

- (3) 適用事業所に対する事業所調査については、届出漏れの多い傾向にある業種や短時間就労者、派遣就労者、外国人就労者等に対し重点的に推進する。また、事業所調査の一環として、被保険者ゼロ事業所に対する実態把握を行う。

4. 目標達成のための主要な取り組み

(1) 本部

- ① 6月中を目途に、厚生年金適用対策要員として准職員を各年金事務所に配置する。
- ② 業者委託による加入勧奨を促進するため、成功報酬などの委託条件を見直す。なお、早期の調達を行うため、調達主体は機構本部とする。
- ③ 雇用保険情報の提供については、平成23年1月以降は、年4回（従前は年1回）の提供とする。また、登記簿情報による新設事業所情報の把握についても、本部一括で法務省から取得することについて検討を進める。
- ④ ブロック本部が行う研修の資料として、5月末を目途に資料を作成し、配布する。また、本部が行う集合研修についても7月以降、順次実施する。

(2) ブロック本部

- ① 行動計画の策定について必要な助言・指導をするとともに、年金事務所から提出された行動計画等が、作成手順書に沿ったものとなっているかどうか点検を行う。また、年金事務所から提出される月次報告等に基づき、取り組みが遅れている年金事務所に対して、原因を聴取し、必要な改善策を指導する。
- ② 未経験職員に対し、法令や事務の実施手順等の基礎的な集合研修を1回1日程度で実施するほか、経験の浅い課長に対し、事務所訪問による実務指導を実施する。
- ③ 業者委託による加入勧奨において、委託先の民間業者から週次で、進捗状況の報告を受け、必要な指導を行う。
- ④ 重点的加入指導対象事業所に対し、年金事務所が立入検査を実施する場合には、同行指導（同一事務所で年間複数回の立入検査を行う場合には初回のみとする。）を行う。

(3) 年金事務所

- ① 別途示す年金事務所行動計画策定手順書に沿って行動計画を作成し、ブロック本部を通じ本部に提出し、内容の確認を受ける。
- ② 確認を受けた行動計画に基づき、各種事業の計画的な推進に努める。

厚生年金保険等の適用促進に係る平成22年度行動計画の達成状況

	項 目	平成22年度行動計画 による年間目標値 (A)	実績 (B)	達成率 (B/A)	備考
1	職員による重点的加入指導	7,957 事業所	13,950 事業所	175.3 %	・21年度の実績(来所要請)は、1,575事業所 ・21年度の実績(戸別訪問)は、3,390事業所
	内訳:(1)来所要請による重点的加入指導	3,287	2,992	91.0	
	(2)戸別訪問による重点的加入指導	4,670	10,958	234.6	
2	立入検査実施数	634 回	101 回	15.9 %	・21年度の実績は、44回
3	事業所調査件数	100,613 事業所	165,194 事業所	164.2 %	・21年度の実績は、47,402事業所

※行動計画においては、対象期間を平成22年5月から平成23年4月と設定していることから、実績数値は【別表8 厚生年金保険適用関係指標の推移】の22年度とは相違する。

【別表 8】

厚生年金保険適用関係指標の推移（年度別）

指標名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新規適用事業所数	事業所	80,059	78,467	69,403	63,143	67,300
全喪事業所数	事業所	41,634	40,121	41,366	40,532	54,629
適用事業所数 （年度末現在）	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578
未適用事業所数 （年度末現在）	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935
被保険者数 （資格取得分）	人	7,254,341	7,424,684	6,912,060	5,931,391	5,971,161
被保険者数 （資格喪失分）	人	6,448,290	6,642,565	6,998,244	6,149,588	5,808,127
被保険者数 （年度末現在）	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013
外部委託による文書・電話勧奨事業所数※	事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741
外部委託による訪問加入勧奨事業所数※	事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957
来所要請による重点加入指導実施事業所数	事業所	8,657	1,030	595	1,575	2,894
戸別訪問による重点加入指導実施事業所数	事業所	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556
適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808
上記の内、認定による加入手続事業所数	事業所	87	73	21	34	71
事業所調査事業所数	事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477

※平成18年度以前は職員による実施数と外部委託による実施数の合計

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況
Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2. 保険料等収納事務に関する事項 (1) 国民年金の納付率の向上 ① 国民年金の納付率の向上に向けて、機構全体及び年金事務所ごとに平成 22 年度行動計画を策定し、以下のような取組を効果的・効率的に推進する。 なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、 ア 平成 20 年度の最終納付率については、平成 20 年度の現年度納付率から 4～5 ポイント程度の伸び幅を確保すること。 イ 平成 22 年度末における平成 21 年度分保険料の納付率については、平成 21 年度末から 2～3 ポイント程度の伸び幅を確保すること。 ウ 平成 22 年度の現年度納付率については、前年度と同程度の水準を確保すること。 エ 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保する	<実績> ○国民年金保険料の納付率の向上に向けて、機構全体及び各年金事務所において、平成22年度行動計画を策定しました。行動計画においては、①市場化テスト（※17）事業が収納対策の支柱となることから、受託事業者との協力・連携を強化すること②市区町村から提供される所得情報に基づき、免除等申請勧奨の着実な実施及び強制徴収の厳正な執行を行うことを基本的な方針として掲げ、行動計画に基づき、以下の取組を推進しました。 【別表9：国民年金保険料収納対策に係る平成22年度行動計画（全体版）】 【別表10：国民年金保険料収納対策の業務の概要と納めやすい環境をつくる取組】 ○平成22年10月から全ての年金事務所において、納付督促及び免除等勧奨業務を市場化テスト（※17）受託事業者に委託して実施しました。 市場化テストによる業務委託を実施した結果、督促業務等のコストは相当程度削減されましたが、事業実績は低迷しています。 このため、平成22年10月から委託を開始した事業については、①戸別訪問による納付督促の重視、②事業の質を重視した事業者を選択できるような入札方式への変更、③機構と受託事業者との情報交換や連携強化等の実施要項の変更を行いました。 また、平成21年10月から委託を開始した事業については、平成22年8月に受託事業者から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく業務改善計画を提出させ、受託事業者から2か月に1回ヒアリングを実施して改善状況をフォローアップしています。 <用語解説> （※17）市場化テストは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき実施しており、官民が対等な立場で、提供するサービスの質・価格を競い、民間業者の創意工夫やノウハウを活用する仕組みです。

こと。 オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保すること。 を目標とするものとする。 ② 未納者属性に応じた収納対策の推進 市区町村から提供された所得情報により、未納月数と所得からなる未納者属性の区分けを行い、当該区分に応じた取組を計画的に実施する。 ③ 市場化テスト受託事業者との連携 ア 平成22年10月から全ての年金事務所において、納付督促や免除等勧奨業務を市場化テスト受託業者に委託する。 イ 市場化テスト受託事業者と本部、ブロック本部及び年金事務所がそれぞれ連携を強化し、要求水準達成に向けた取組を実施する。	機構では、この仕組みを利用して国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収を除く納付勧奨業務等を包括的に民間委託しています。(免除等申請勧奨業務は平成21年10月開始分から実施) 【別表11：国民年金保険料収納対策に係る平成22年度行動計画進捗管理表】 【別表12：国民年金保険料収納事業（市場化テスト）受託事業者の状況】 ○免除等申請書の未提出者に対しては、市区町村から提供された所得情報を活用し、ダイレクトメールによる免除勧奨(284万件)を実施しました。 ○保険料の負担能力がありながら、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者に対しては、強制徴収による厳格な対応を行いました。強制徴収の実施にあたっては、最終催告状の送付から差押えの実施などの一連の手続きにより2年以内の完結を目指した取組を進めました。 また、研修センターにおいて強制徴収担当職員（約420人）を対象に実務研修を実施するほか、ブロック本部においても経験の浅い職員（約600人）を対象に実務研修を実施しました。 なお、滞納処分の国税庁委任の仕組みに関しては、年金事務所における委任候補選定作業を進めましたが、平成22年度中に国税庁委任に至った案件はありませんでした。(ただし、国税庁委任の対象となる可能性を説明した結果、保険料納付に至ったケースもあります。) 【別表13：財務大臣（国税庁）への滞納処分の委任の流れ図】 ○これらの取り組みにより、国民年金保険料の納付率の向上に努めた結果、平成20年度分保険料の最終納付率（※18）は、平成23年3月末現在（※）で66.7%となり、平成20年度末現在の納付率62.1%から4.7ポイントの伸び幅を確保し、年度計画の目標（4～5ポイント程度の伸び幅を確保）を達成しました。 また、平成21年度分保険料の納付率は、平成23年3月末現在（※）で63.0%となり、平成21年度末現在の納付率60.0%から3.0ポイントの伸び幅を確保し、年度計画の目標（2～3ポイント程度の伸び幅を確保）を達成しました。
---	---

④ 強制徴収の適切な実施 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。 ⑤ 保険料を納めやすい環境づくり ア 資格取得時や翌年度保険料額の確定時期等における口座振替の勧奨及び口座振替割引制度の周知等により、口座振替の加入促進を図る。 イ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。 ⑥ 保険料免除制度等の利用促進 ア 保険料免除制度、学生納付特例制度及び若年者納付猶予制度等の周知を図るとともに、当該期間についての追納勧奨を実施する。 イ 免除等該当者に対し、簡単な記	しかしながら、平成22年度の現年度納付率は58.7%（平成23年3月末現在（※））と、対前年同期を下回っています。 ※「平成23年3月末現在」とは、平成22年4月分～23年2月分の11か月分の納付率であり、平成22年度末の納付率（平成23年4月末現在）は、平成23年7月の公表に向けて現在取りまとめ中です。 《用語解説》 （※18）平成20年度の場合、「徴収時効が消滅する平成22年度末現在における20年度分の納付対象月数」に占める「平成20年度から22年度末までに納付された20年度分の納付月数」の割合 ○口座振替を推進するため、資格取得時における口座振替勧奨、口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールなどによる勧奨（187万件）、未適用者に対する特定業務契約職員による戸別訪問での勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより積極的な取り組みを実施しましたが、平成22年度における口座振替実施率は36.0%と平成21年度末の36.3%を若干下回りました。 ○保険料を納めやすい環境づくりとして、コンビニエンスストアでの納付、インターネットや携帯電話などによる電子納付、クレジットカードによる納付方法について、納付書の裏面への記載や同封リーフレット等により納付方法の周知を図り、その利用促進に努めました。コンビニエンスストアなどでの納付件数の平成22年度の合計数は、1,308万件となり、前年度の1,227万件を上回りました。 ○保険料免除制度、学生納付特例制度及び若年者納付猶予制度などの利用者に対しては、当該期間についての追納勧奨（215万件）を実施しました。 また、免除等該当者に対し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式による申請勧奨（261万件）を実施し、申請に当たって、翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望される場合は、申請書にその旨の記載をしていただいています。 ○国民年金保険料の未納期間（現年度のみ）を有する方に対しては、納付月数及び優良納付者の増加を図るため、納付勧奨のチラシを同封した1か月単位の分割納付書を年末及び年度末に送付（192万件）し、
--	---

載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式による申請勧奨を実施する。

また、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、毎年度、申請書を提出しなくても承認を受けられる仕組みを円滑に実施する。

ウ 大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行できる仕組みにより、申請手続の簡素化を図る。

⑦ 市区町村、各種団体との連携・協力
・所得情報の取得や周知等に係る協力等、市区町村や各種団体と連携・協力して取組を進める。

納付督促を行いました。

さらに、納付書送付後は、市場化テスト受託事業者と連携し、電話納付督促、戸別訪問などのフォローアップを行いました。

○「ねんきん月間」等における年金事務所やブロック本部の取組みとして、大学等に対して学生納付特例事務法人（大学等の設置者が学生の委託を受けて、学生納付特例の申請にかかる代行事務を行う。）になっていただくための協力要請を行いました。

○市町村に対して、所得情報の提供について協力依頼を行い、全 1,750 中、1,739 市町村（平成 22 年 11 月現在）の市町村から提供を受けました。

【別表14：国民年金適用収納業務に係る実績数値】

【別表15：国民年金保険料現年度納付率の年次推移】

【別表16：国民年金保険料最終納付率の年次推移】

<自己評価（要因分析含む）>

評語：B

○国民年金保険料の納付率については、前記のとおり、行動計画に基づく事業の進捗管理、市場化テスト受託事業者との連携、強制徴収の適正な実施などに取り組んだ結果、平成23年3月末現在における平成20年度分保険料及び平成21年度分保険料の納付率については、目標を達成しました。しかしながら、平成22年度の現年度納付率は、58.7%（平成23年3月末現在）と、対前年同期を下回る結果となりました。ただし、年度当初に比べれば対前年同期比のマイナス幅は徐々に縮小しています。

○現年度納付率低下の要因としては、いわゆる優良納付者の減少、市場化テスト受託事業者の最低水準未達成のほか、東日本大震災の影響も考えられます。また、構造的な背景としては、第1号被保険者に占める非正規労働者の割合の増加などが考えられます。

納付率向上に向けては、引き続きもう一段の努力が必要と考えており、平成23年度においては、市場化テスト受託事業者との一層の連携強化、強制徴収の取組みの強化、口座振替制度及びクレジットカード納付の利用促進、国民年金制度に関する啓発活動の促進等に努めます。また、市場化テストの次回契約更改（平成24年10月）に向けて実施要項の見直し作業を行うとともに、厚生労働省と連携を密にしてさらなる収納対策の検討を行います。

○口座振替実施率は、様々な機会を捉えての口座振替勧奨に取り組みましたが、対前年度を0.3ポイント下回りました。

○コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数は、前年度と同等以上の水準を確保し、年度計画の目標を達成しました。特に、クレジットカードによる納付件数は、大幅な伸びを示しています。

国民年金保険料収納対策に係る平成 22 年度行動計画（全体版）

1. 基本的考え方

国民年金保険料の収納実績の向上は、負担の公平性及び年金受給権の確保の観点のほか、公的年金制度に対する信頼を回復するための重要課題である。

平成 22 年度においても、機構本部及び各年金事務所で行動計画を策定し、計画的・効率的な収納対策に取り組むこととするが、市場化テスト事業が収納対策の支柱となることから、受託事業者との協力・連携を強化し、事業実績の向上を図ることとする。

また、市区町村から提供される所得情報に基づき、免除等申請勧奨の着実な実施及び強制徴収の厳正な執行を行うこととする。

各年金事務所においては、行動計画に取り組むに当たり、市区町村、ハローワーク等関係機関との協力・連携体制を密にし、事業の円滑な実施に努める。

2. 年金機構全体の目標

- (1) 平成 20 年度の最終納付率については、平成 20 年度の現年度納付率から 4～5 ポイント程度の伸び幅を確保すること。
- (2) 平成 22 年度末における平成 21 年度分の納付率については、平成 21 年度末から 2～3 ポイント程度の伸び幅を確保すること。
- (3) 平成 22 年度の現年度納付率については、前年度と同程度の水準を確保すること。
- (4) 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保すること。
- (5) コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度以上の水準を確保すること。

3. 計画期間

平成22年5月～平成23年4月

4. 本部、ブロック本部、年金事務所それぞれの取組

(1) 本部

① 市場化テストの積極的な活用

平成22年10月から全事務所において、免除勧奨等業務を含め市場化テスト業者への委託を行うとともに、実施要領について必要な見直しを行う。

また、市場化テスト受託業者と年金事務所の協力・連携マニュアルを平成22年5月中を目途に作成・配布する。

② 要員の確保

平成22年秋を目途として、各年金事務所に特定業務契約職員の増員を行う。

③ 研修の充実・強化

研修センターにおいて、強制徴収担当職員の実務研修を実施するほか、ブロック本部において実施する研修のための教材を作成・配付する。

(2) ブロック本部

① 行動計画の点検及び進捗指導

行動計画の策定について必要な助言・指導を行うとともに、年金事務所から提出された行動計画案が作成マニュアルに沿ったものとなっているかどうか点検する。又、年金事務所から提出される月次報告に基づき、取り組みが遅れている年金事務所に対して、原因を聴取し必要な改善策を指導する。

② 市場化テスト受託事業者との連携

年金事務所と市場化テスト事業者との月例打合せ会議（県単位）に可能な限り出席し、収納対策の内容及び取組時期等について指導・助言を行う。又、同一の市場化テスト事業者に委託している年金事務所を集めた広域的な打

ち合わせ会の開催について指導・調整する。

③ 所得情報提供に関する市町村への協力依頼

扶養親族情報を含めた所得情報の提供に関し全ての市町村において提供が得られるよう、提供が得られない市町村など年金事務所の対応が困難な場合は、ブロック本部から市町村へ協力依頼を行う。

④ 強制徴収の着実な実施

ア. 平成 19 年度以前に督促状を発付し、現在も完納になっていない約 4 万件について、強制徴収の執行状況を把握して、今後の処分方針（差押予告通知、差押え、納付履行の催告、財産調査、不納欠損等）を 6 月末までに決定するよう個別に点検・指導する。

イ. 財務大臣（国税庁）への滞納処分等の権限委任要件（滞納月数が 24 月以上で、滞納者又は連帯納付義務者の直近の所得金額が 1,000 万円以上）に該当する可能性のあるもの全件について、事務所と共同で搜索や差押えを実施する。

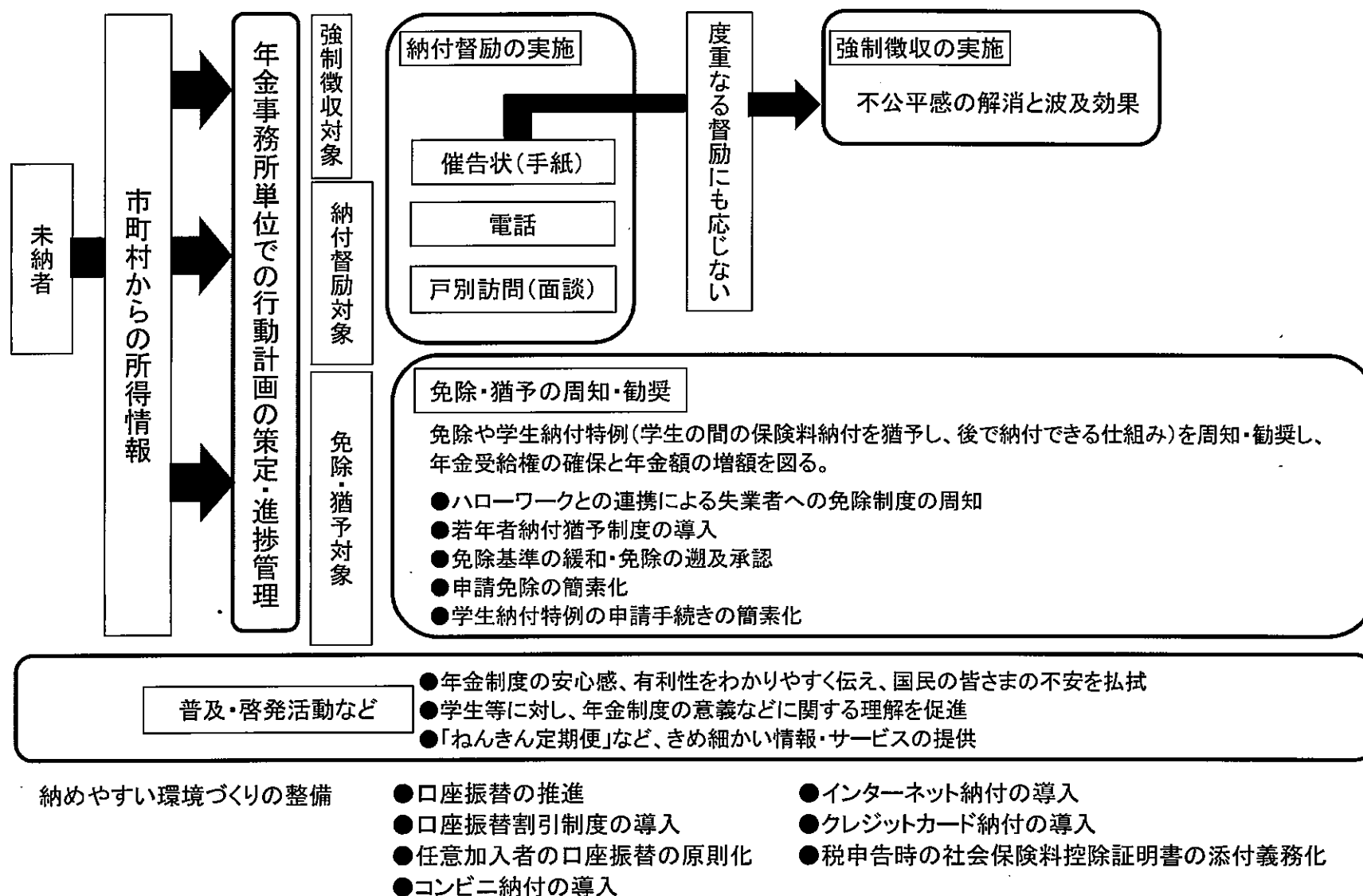
ウ. 強制徴収実務経験のない新任課長を対象に、任命日からおおむね 3 ケ月以内に年金事務所に赴いて、強制徴収事務処理要領に基づく実務指導を実施する。

エ. 強制徴収実務経験の浅い強制徴収担当職員を対象に、一定の場所に集合させて、調書の記載方法や搜索等の実務を中心に、1 日程度の実務研修をできるだけ早い時期に実施する。

(3) 年金事務所

平成 22 年度行動計画策定手順書に従って行動計画を策定し、その計画を着実に実施するとともに、進捗管理を徹底する。

国民年金保険料収納対策の業務の概要と納めやすい環境を作る取り組み



国民年金保険料収納対策に係る平成22年度行動計画進捗管理表

項 目			計画数値(件) A	実績数値(件) B	達成率 (B/A)	年間目標数値(件)	備 考
1	年金事務所	電話勧奨件数	160,047	187,413	117.1%	156,193	
2		戸別訪問件数	937,267	1,087,312	116.0%	902,874	
3		文書勧奨件数	19,369,525	19,123,584	98.7%	19,328,125	文書勧奨(1,912万件)の内訳 ①催告状(独自、特別含) 551万件 ②過年度催告兼納付書 720万件 ③免除ターンアラウンド 261万件 ④口座振替勧奨 187万件 ⑤現年度未納納付書 192万件
4	市場化テスト受託事業者	電話勧奨件数	30,658,751	25,677,884	83.8%	30,658,751	
5		戸別訪問件数	2,188,553	2,056,578	94.0%	2,188,553	
6		文書勧奨件数	7,285,265	6,620,925	90.9%	7,285,265	662万件の内、免除勧奨23万件

注1:平成22年10月以降、全ての年金事務所において、国民年金保険料の納付督促、免除等申請手続の勧奨及び収納業務の民間委託を実施。

注2:文書勧奨件数には「追納勧奨件数」(215万件)は含まれない。

注3:市場化テスト受託事業者の達成率が低いのは、①仙台市にコールセンターを設置している受託事業者があること、②東日本大震災被災地域においては3月の督促活動を中止したこと等による。

国民年金保険料収納事業(市場化テスト)受託事業者の状況

○ 国民年金保険料収納事業(市場化テスト)の開始年次別(平成21年度、平成22年度)に、平成23年3月末と平成22年3月末と比較した納付率は、平成21年度に開始した127事務所は▲1.6%であるのに対して、平成22年度に開始した185事務所では▲0.4%である。

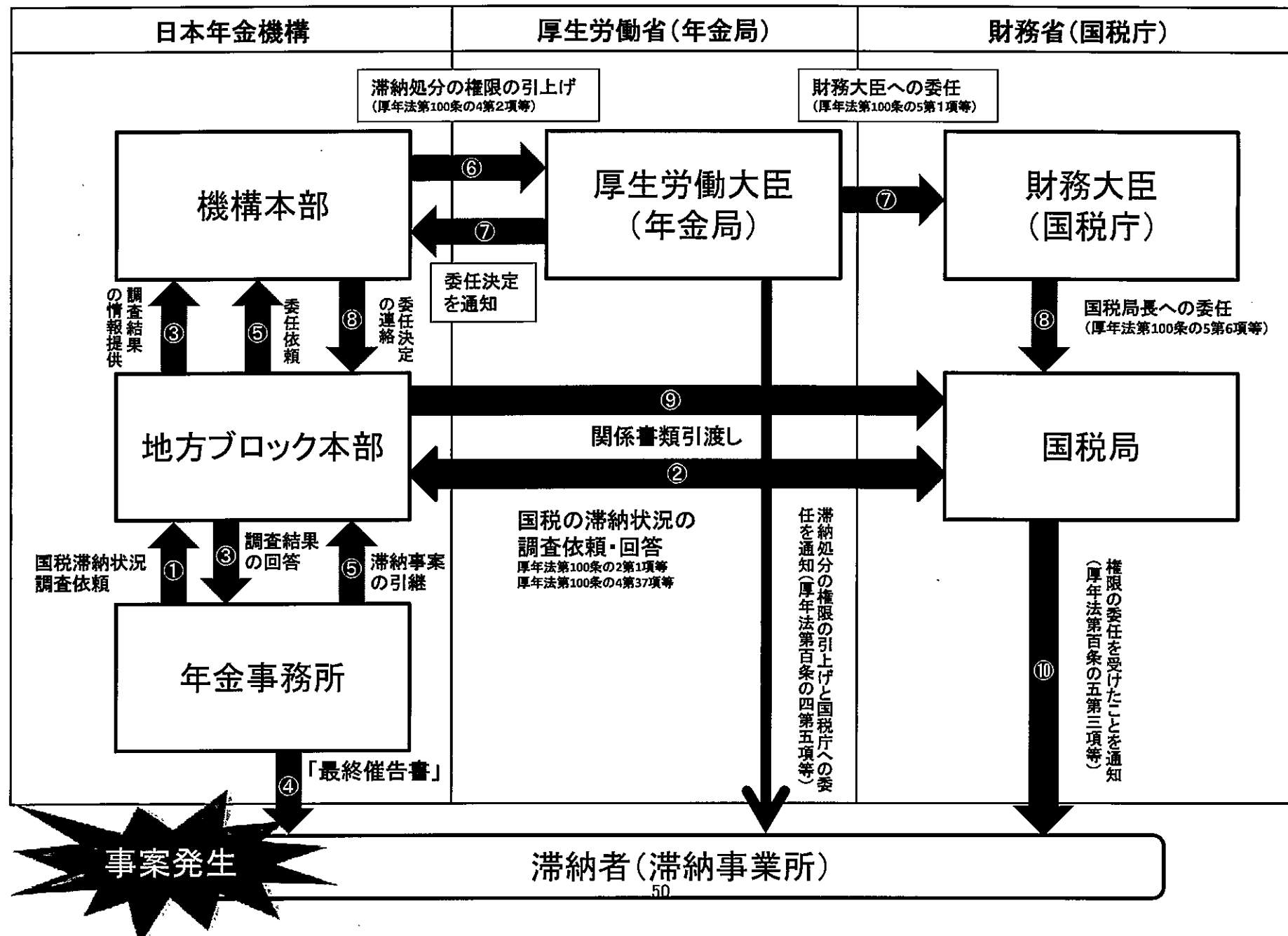
平成23年3月末

	対象月数			納付月数			納付率		
	平成22年3月末	平成23年3月末	増減	平成22年3月末	平成23年3月末	増減	平成22年3月末	平成23年3月末	増減
継続127か所(21年10月開始)	45,464,805月	43,415,795月	▲2,049,010月	29,249,638月	27,245,343月	▲2,004,295月	64.3%	62.8%	▲1.6%
新規185か所(22年10月開始)	114,284,012月	110,694,873月	▲3,589,139月	65,684,723月	63,147,726月	▲2,536,997月	57.5%	57.0%	▲0.4%
合 計	159,748,817月	154,110,668月	▲5,638,149月	94,934,361月	90,393,069月	▲4,541,292月	59.4%	58.7%	▲0.8%

注：平成21年10月に国民年金保険料収納事業(市場化テスト)を委託した事業者に対しては、平成22年7月に業務改善計画の作成を指示し、8月以降定期的にフォローしている。

財務大臣(国税庁)への滞納処分の委任の流れ

【別表13】



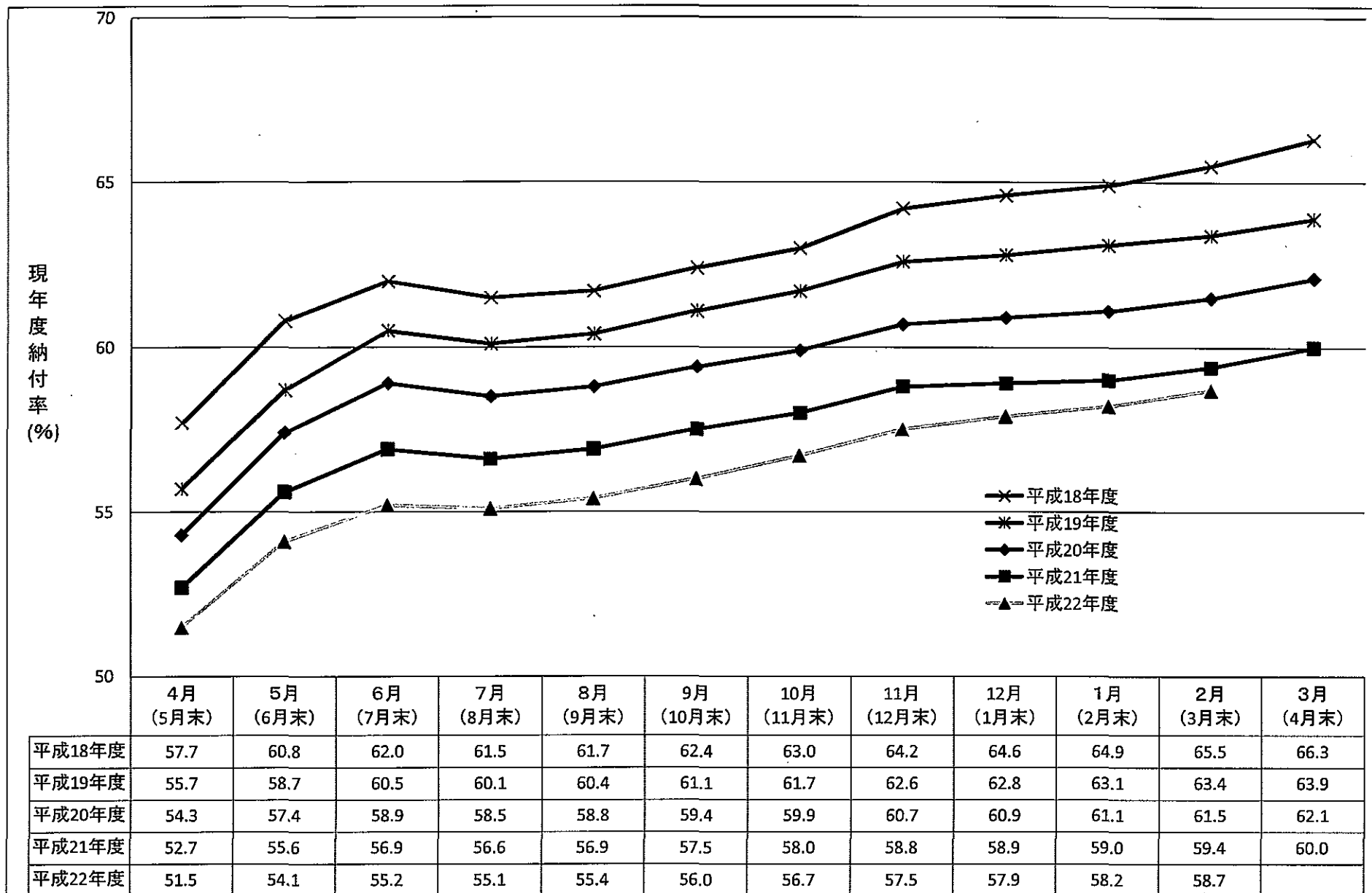
国民年金適用収納業務に係る実績数値(平成18年度～22年度) <平成22年度は、23年3月末現在>

項 目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1	第1号被保険者数(人)	21,230,496	20,353,751	20,006,624	19,851,287	19,382,219
2	全額免除等割合(%) (注)	25.2	25.8	26.5	27.4	29.0
3	現年度納付率(%)	66.3	63.9	62.1	60.0	58.7
4	口座振替実施率(%)	40.2	39.5	38.0	36.3	36.0
5	コンビニ等納付件数(件)	7,485,491	9,054,014	10,364,900	12,271,266	13,081,562
	内 訳					
	①コンビニエンスストア(平成16年2月～)	7,485,491	8,739,990	9,663,012	11,072,659	11,637,070
	②インターネットバンキング(平成16年4月～)	約24万件	312,588	377,017	420,539	410,465
	③クレジットカード(平成20年2月～)		1,436	324,871	778,068	1,034,027
6	過年度納付率(%)	(平成16年度) 68.2	(平成17年度) 72.4	(平成18年度) 70.8	(平成19年度) 68.6	(平成20年度) 66.7
7	最終催告状発送件数(件)	310,551	40,727	16,350	17,131	24,232
8	督促状送付件数(件)	121,113	28,485	8,160	10,061	10,583
9	差押執行件数(件)	11,910	11,387	5,534	3,092	3,379

注) 法定免除、申請全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の合計

国民年金保険料 現年度納付率の推移(平成18～22年度)

【別表15】



(注)機構の中期計画では、「現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。」とされている。

また、平成22年度計画では、「平成22年度の現年度納付率については、前年度と同程度の水準を確保すること。」とされている。

国民年金保険料 最終納付率の推移 <平成23年3月末現在>

【別表16】

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	現年度からの 伸び幅
16年度分保険料	63.6%	66.3%	68.2%					+4.6ポイント
17年度分保険料		67.1%	70.7%	72.4%				+5.3ポイント
18年度分保険料			66.3%	69.0%	70.8%			+4.5ポイント
19年度分保険料				63.9%	66.7%	68.6%		+4.7ポイント
20年度分保険料					62.1%	65.0%	66.7%	+4.7ポイント
21年度分保険料						60.0%	63.0%	
22年度分保険料							58.7%	

(注)機構の中期計画では、「国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。」とされている。

また、平成22年度計画では、「なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、
ア平成20年度の最終納付率については、平成20年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保すること。
イ平成22年度末における平成21年度分保険料の納付率については、平成21年度末から2～3ポイント程度の伸び幅を確保すること。
ウ平成22年度の現年度納付率については、前年度と同程度の水準を確保すること。
を目標とするものとする。」とされている。

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況
Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2. 保険料等収納事務に関する事項 (2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進 厚生年金保険等の保険料等の徴収対策については、機構全体及び年金事務所ごとに平成22年度行動計画を策定し、以下のような取組を効果的、効率的に推進する。 なお、行動計画の策定に当たっては機構全体として、口座振替実施率が前年度と同等以上の水準を確保することを目標とするものとする。 ア 口座振替の推進 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の推進を図る。 イ 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分 滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。	<実績> ○厚生年金保険等の保険料等の徴収対策については、機構全体及び年金事務所ごとに平成22年度行動計画を策定し、行動計画に基づき、以下の取り組みを推進しました。 【別表17：厚生年金保険等の収納に係る平成22年度行動計画（機構全体版）】 ○滞納事業所に対しては、早期の納付指導を行うとともに、滞納処分の手続きを的確に進めました。この結果、平成22年度の差押件数は13,707件と21年度の8,250件を大きく上回りました。しかしながら、新規滞納事業所の発生が増加したことにより、年度末の滞納事業所数は、年度当初を若干上回る結果となっています。 なお、滞納処分の国税庁委任の仕組みについては、年金事務所における委任候補の選定や最終催告書の送付などの取り組みを行いました。平成22年度中に国税庁委任に至った案件はありませんでした。（ただし、国税庁委任の対象となる可能性を説明した結果、保険料納付に至ったケースもあります。） ○徴収努力を行ってもなお、徴収の見込みがないと判断された保険料等については、適正に不納欠損処理を進めました。 ○新規適用届を提出する事業所に対する口座振替の勧奨を推進するなどの取り組みの結果、平成22年度口座振替実施率81.6%と、前年度の実績（81.2%）を上回りました。 ○厚生年金保険の保険料収納率（過年度分を含む。）は、97.8%と前年度（98.0%）を下回りましたが、東日本大震災に伴う保険料納期限の延長の影響を除いた実質的な納付率（97.9%）は、ほぼ前年度並の水準となっています。また、協会健保の保険料収納率についても、同様の結果となっています。

なお、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取ったうえで、きめ細やかな納付指導を行う。

【別表18：厚生年金保険料の収納対策に関する指標の推移】

【別表19：滞納事業所の状況】

＜自己評価（要因分析含む）＞

評語：B

○口座振替実施率は前年度を上回り、目標を達成しました。また、保険料収納率は、滞納処分の推進などに努めた結果、東日本大震災の影響を除くと実質的に前年度と同等程度の水準を確保しました。

【別表20：主な経済指標の推移】

厚生年金保険等の収納に係る平成 22 年度行動計画 (機構全体版)

1. 対象期間

平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月

2. 機構全体の目標

- (1) 未適事業所への適用対策を進めつつ、確実に保険料収入を確保する。
- (2) 口座振替実施率について、21 年度と同等以上の水準を確保する。
- (3) 納付期限内収納の確保に努めるとともに、新規発生滞納について、早期解消に努める。
- (4) 時効中断措置を全件実施するなど、保険料債権の確実な管理に努めるとともに、差押、執行停止など適正かつ計画的な滞納処分を推進する。

3. 目標達成のための主要な取り組み

(1) 本部

- ① 6 月中を目途に厚生年金徴収対策要員として、准職員を各年金事務所に配置する。
- ② 徴収職員に対して、研修センターにおいて集合研修を実施する他、ブロック本部が行う研修のための教材を作成する。

(2) ブロック本部

- ① 行動計画の策定について、必要な助言・指導をするとともに、年金事務所から提出された行動計画等が、作成マニュアルに沿ったものとなっているかどうか点検を行う。また、年金事務所から提出される月次報告等に基づき、取り組みが遅れている年金事務所に対して、原因を聴取し、必要な改善策を指導する。
- ② 未経験職員に対し、法令や事務の実施手順等の基礎的な集合研修を 1 回 1 日程度で実施するほか、経験の浅い課長に対し、事務所訪問による実務指導を実施する。
- ③ 財務大臣（国税庁）への滞納処分等の権限委任を行う予定の全ての事案について委任要件について審査するとともに、委任案件について事務所と共同で搜索や差押えを実施する。また、管轄の国税局と委任事案についての事前照会等の調整を行う。
- ④ 上記以外の事案であっても、大口案件（滞納月数 24 か月以上、滞納金額 5000 万円以上を目安としてブロック本部の実情に合わせて設定）の調査、搜索を前提とした調査、大口倒産の場合の調査等については支援を行う。

(3) 年金事務所

年金事務所行動計画策定手順書（マニュアル）に沿って行動計画を作成し、目標を達成するために、各種事業の計画的な推進に努める。なお、行動計画の作成、実施に当たって留意すべき事項については、行動計画策定手順書（マニュアル）に示すので、これを参考とする。

【別表 18】

厚生年金保険料等の収納対策に関する指標の推移(年度別)

指標名		単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保険料決定額 (過年度分を含む)①	厚生年金保険	億円	212,612	222,672	230,627	226,932	232,430
	協会管掌健康保険	億円	67,752	69,251	68,052	65,480	74,985
	船員保険	億円	670	659	655	596	387
保険料収納額 (過年度分を含む)②	厚生年金保険	億円	209,834	219,690	226,905	222,409	227,253
	協会管掌健康保険	億円	66,403	67,759	66,181	63,194	72,243
	船員保険	億円	621	615	611	551	344
不納欠損額③	厚生年金保険	億円	259	206	157	228	407
	協会管掌健康保険	億円	122	102	80	117	201
	船員保険	億円	6	3	3	4	5
収納未済額 ①－②－③	厚生年金保険	億円	2,519	2,776	3,565	4,295	4,770
	協会管掌健康保険	億円	1,227	1,390	1,791	2,169	2,541
	船員保険	億円	43	41	41	41	38
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	%	98.7	98.7	98.4	98.0	(97.9) 97.8
	協会管掌健康保険	%	98.0	97.8	97.2	96.5	(96.5) 96.3
	船員保険	%	92.6	93.3	93.3	92.4	(89.1) 88.9
滞納事業所数		事業所	108,070	123,655	147,171	162,423	162,461
差押え事業所数		事業所	15,613	12,879	10,483	8,250	13,707
口座振替実施率	厚生年金保険	%	84.0	83.5	81.9	81.2	81.6
	協会管掌健康保険	%	85.5	84.6	82.8	81.5	82.1
	船員保険	%	56.4	56.1	55.6	52.1	68.4

(注1) 協会管掌健康保険とは、全国健康保険協会が運営している主に中小企業の従業員を対象とした健康保険のことです。同健康保険の保険料については、年金保険料と併せて、機構が一括して徴収を行っています。

(注2) 22年度の収納率()書きは、納期限が延長された被災5県の2月分保険料を除いた収納率を計上しています。

(注3) 滞納事業所数は、延滞金のみ滞納している事業所数を除いた事業所数を計上しています。

滞納事業所の状況

	滞納事業所数	新規滞納事業所数	滞納解消事業所数	滞納事業所数(月末)
平成22年 4月	190,687	7,590	7,022	191,255
5月		9,044	7,549	192,750
6月		7,454	7,381	192,823
7月		7,390	7,786	192,427
8月		8,568	6,794	194,201
9月		6,459	7,163	193,497
10月		5,960	6,289	193,168
11月		8,035	5,901	195,302
12月		6,512	7,767	194,047
平成23年 1月		7,759	6,747	195,059
2月		6,613	7,240	194,432
3月		5,836	9,302	190,966
合計		87,220	86,941	190,966

(注)滞納事業所数は、延滞金のみを滞納している事業所数を含んで計上しています。

＜主な経済指標の年次推移＞

我が国経済は、2008（平成 20）年 9 月のリーマンショック後の経済危機を克服し、2009（平成 21）年春頃を底に持ち直し局面にある。2010（平成 22）年度の国内総生産の実質成長率は、3.1%程度と 3 年ぶりのプラス成長が見込まれ、また、国民の景気実感に近い名目成長率は、1.1%程度と見込まれる。しかしながら、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、昨年夏以降、先行きの不透明感が強まり、また、雇用も依然厳しい状況となっている。

	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
国内総生産（名目）	511.9 兆円 1.6%	515.9 兆円 1.0%	494.2 兆円 －4.2%	474.0 兆円 －3.7%	479.2 兆円（程度） 1.1%（程度）
国内総生産（実質）	2.3%	1.9%	－3.7%	－2.4%	3.1%（程度）
国民所得（名目）	373.2 兆円 1.8%	374.8 兆円 0.3%	351.5 兆円 －7.1%	339.2 兆円 －3.6%	345.5 兆円（程度） 1.8%（程度）
消費者物価指・変化率	0.2%	0.4%	1.1%	－1.7%	－0.6%（程度）
労働力人口	6,660 万人 0.1%	6,668 万人 0.1%	6,648 万人 －0.3%	6,608 万人 －0.6%	6,588 万人（程度） －0.3%（程度）
完全失業率	4.1%	3.8%	4.1%	5.2%	5.0%（程度）
有効求人倍率	1.06 倍	1.02 倍	0.77 倍	0.45 倍	0.56 倍

（注）：経済認識については、「平成 23 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度～新経済成長戦略実現に向けたステップ 3 へ～」(平成 23 年 1 月 24 日閣議決定)を参考に記述した。数値については、「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(内閣府 HP)、「一般職業紹介状況」(厚生労働省 HP) 及び「月例経済報告主要経済指標」(内閣府 HP) より抜粋。

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況
Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3. 給付事務に関する事項 ① 迅速な決定 ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握し、問題点については改善のための対策を徹底する。 イ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。	<実績> ○年金請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者に届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速な決定、年金のお支払いに取り組んでいます。 <設定したサービススタンダードの内容> ・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金：2 か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は1 か月以内) ・障害基礎年金：3 か月以内 ・障害厚生年金：3 か月半以内 ○平成 22 年度においては、機構設立前後に発生した滞留案件の解消に努めました。 具体的には、全都道府県において事務センターと事務所間の連絡会議を設置し、相互の連携を図るとともに、機構本部及びブロック本部においては各事務センターの進捗状況を月次で管理し、適時、適切な指導・支援を行いました。 この結果、別表 21 のとおり、最も代表的な給付である老齢厚生年金（新規裁定件数全体の 3/4 を占める）について、前年度の達成率を上回るなどの改善が図られました。（22 年度累計では前年度の達成率を下回った給付についても、滞留案件の解消が徐々に進んだ結果、23 年 3 月のみの達成率をみると、前年度の達成率を上回るに至っています。） ○なお、平均所要日数が長期化している障害厚生年金については、平成 22 年 4 月より職員を 56 人から 97 人に大幅に増員するなど審査体制を強化し、平成 22 年 5 月末に約 18, 000 件あった未処理件数を平成 23 年 3 月末には約 9, 000 件まで減少させています。ただし、平成 22 年度累計の達成率は 10%未満と依然として極めて低い水準にとどまっています。 【別表 21：サービススタンダード達成状況】 【別表 22：サービススタンダード推移】

給付種別	決定件数	平均所要日数		達成率	
		加入状況の再確認を要する	加入状況の再確認を要しない	加入状況の再確認を要する	加入状況の再確認を要しない
老齢基礎年金	124,690 件	39.5 日	34.8 日	90.1%(91.1%)	57.7%(50.0%)
老齢厚生年金	1,848,584 件	40.5 日	35.6 日	89.5%(86.3%)	54.6%(45.0%)
遺族基礎年金	4,439 件	43.7 日	47.9 日	85.4%(80.5%)	41.9%(40.4%)
遺族厚生年金	333,455 件	50.6 日	40.1 日	77.4%(73.9%)	49.9%(52.2%)
障害基礎年金	70,362 件	60.1 日		87.7%(88.8%)	
障害厚生年金	39,471 件	173.2 日		7.7%(10.0%)	

(注) 達成率の () 内の数値は平成 21 年度の実績

② 適正な届出の周知

新規裁定者全員に対するパンフレットの送付や 60 歳を超える就労者が多い事業所に対する適正な届出の指導等を行う。

③ 正確な支給

年金給付の支給の誤りを防止するため、以下の措置を講じる。

ア 年金給付に関する業務処理マニュアルの徹底を図り、必要に応じて研修等を行う。

イ 年金給付に関する事務処理誤りについて、組織内のルールに基づく迅速かつ的確な情報伝達を徹底す

○老齢厚生年金受給者が就職した場合の厚生年金への加入に関することや在職老齢年金制度による年金支給額の調整の仕組みについて周知を図るため、新規年金裁定者全員に対して、年金証書を送付する際に年金の種別に応じて新規年金裁定者用のパンフレット（「年金を受給される皆様へ」）を同封しました。また、老齢厚生年金受給者が厚生年金保険の適用事業所に勤務する場合に必要な手続きについて、保険料納入告知書送付時に文書を同封し、事業主に対し適正な届出の指導を行いました。

○「国民年金・厚生年金保険年金給付業務処理マニュアル」の改正を適宜行い、適正な業務処理に努めました。

また、業務処理マニュアルの徹底を図ることを目的として、ブロック本部のマニュアルインストラクター全員を対象とした研修を実施しました。(対象者数 41 人)

○「事件・事故・事務処理誤り対応要領」に基づき、速やかな情報伝達や適正な報告を行うよう周知徹底を図りました。また、年金給付関係の事務処理誤り等が発生した場合における事務処理の適正化のための判断基準及び対処方法等について周知徹底を図りました。

る。 ④ 年金受給にできる限り結びつけていくための取組 ア 受給者の申請忘れ、申請漏れを防止するため、年金支給年齢(60 歳又は 65 歳)に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている年金請求書(ターンアラウンド方式)を本人宛に送付する等の取組を進める。 イ 本部においては、「年金の加入期間に関するお知らせ」送付後の相談対応の状況等についてフォローアップを行い、必要な取組を進める。	○この他、所在不明高齢者問題(※19)へ対応するため、後期高齢者医療の給付を利用していない年金受給者に対する現況申告書の送付や市区町村からの所在不明情報の入手等を行い、死亡や行方不明が確認された者について支払差止めを行いました。(現況申告書の送付対象者は 341, 312 人であり、そのうち、2 月定期支払いで差止めを行ったのは 572 人となっています。) 《用語解説》 ※19:平成 22 年 7 月、東京都足立区において、生存していれば 111 歳の方が、実は 30 年前に死亡していたとの報道があり、これを受けて、全国の自治体において高齢者の安否確認が行われ、行方不明や年金の不正受給が相次いで判明しました。 ○年金受給にできる限り結びつけていくための取り組みとして、平成 22 年 9 月に以下の「お知らせ」を送付しました。 ・年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対する「お知らせ」(64,678 件) ・70 歳までの保険料納付により受給資格期間を満たす方に対する「お知らせ」(15,931 件) ○老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方には、年金加入記録等をあらかじめ記載した年金請求書(ターンアラウンド方式)を、60 歳または 65 歳到達の 3 か月前に送付しています。 また、60 歳以降に受給権が発生する方には、「老齢年金のお知らせ」を、受給資格が確認できない方には、「年金加入期間の確認について(ご案内)」を、それぞれ 60 歳到達の 3 か月前に送付しています。 (平成 22 年度における送付件数) ・年金請求書(ターンアラウンド方式) 1,610,646 件 ・老齢年金のお知らせ(はがき) 224,069 件 ・年金加入期間の確認について(ご案内)(はがき) 185,093 件 ○旧社会保険庁において、平成21 年12 月18 日から24 日にかけて、社会保険オンラインシステム上の記録では25 年の受給資格期間を満たさない方(約50万件)に対して、合算対象期間(カラ期間)(※20)の有無などについての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るためのお知らせ(「年金加入期間に関するお知らせ」)を送付しました。
---	--

ウ 年金受給にできる限り結びつけていくため、特に 40 代以上の主婦などに重点を置き、合算対象期間（カラ期間）、任意加入制度を中心とした周知活動を積極的に展開し、年金事務所等におけるきめ細かな年金相談を通じて受給資格の有無の確認を行う。

この「お知らせ」の送付対象者については、機構設立後において、年金相談や年金の決定の状況についてフォローアップを行っており、47,403人の方について年金の決定が行われるなどその状況は次のとおりとなっています。

《用語解説》

(※20)年金額には反映されませんが、「年金を受け取るために必要な期間(25 年)」に算入することとされている期間のこと。例えば、昭和61年3 月までの間に給与所得者の妻であった期間や、海外に在住していた期間のことを言います。

(平成22 年12月31日現在)

事 項	件数（人、件）	備 考
「お知らせ」送付対象者	499,399 人	うち、不着件数、約3 万件
年金事務所等への相談来訪者数	6,266 人	
年金の決定が行われた方	47,403 人	平成21 年12 月21 日以降に年金請求書を提出された方の状況

＜自己評価（要因分析含む）＞

評語： B

○年金給付については、機構設立前後に発生した滞留案件の解消に努め、サービススタンダードの達成状況の改善のための対策を推進した結果、最も代表的な給付である老齢厚生年金（決定件数全体の3/4を占める）について前年度を上回る達成率となるなど改善が図られました。障害厚生年金については、前記のとおり、職員を大幅に増員するなど審査体制を強化し未処理件数を大幅に減少させ、平均所要日数もピーク時の213.5日（平成22年6月）から年度末には173.2日まで約40日短縮しましたが、年度累計達成率は、7.7%にとどまりました。しかし、平成23年3月のみの達成率をみると、25.4%と徐々に改善してきています。サービススタンダードの達成に向けて、増員した審査体制を引き続き維持し、もう一段の努力を行っていくことにより、平成23年度には正常化できる見通しです。

○また、年金給付の支給誤りを防止するための措置、年金受給にできる限り結び付けていくための取組等についても着実に推進しました。さらに所在不明高齢者問題についても必要な対応を行いました。

サービススタンダードの達成状況

【別表21】

種類	老齢基礎年金				老齢厚生年金				遺族基礎年金				遺族厚生年金				障害基礎年金		障害厚生年金	
決定件数	124,690件				1,848,584件				4,439件				333,455件				70,362件		39,471件	
加入状況の再確認	加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）		加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）		加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）		加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）		加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）		加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）		加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）		加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）		3カ月以内		3カ月半以内	
日数、達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数	達成率
18年度	38.3	95.4%	28.2	73.5%	40.3	93.6%	31.4	60.5%	41.3	92.9%	31.6	57.3%	41.1	90.7%	29.3	70.5%	53.5	94.1%	91.4	75.7%
19年度	41.9	94.3%	31.2	64.6%	45.1	87.2%	35.4	52.4%	42.2	91.0%	34.2	59.1%	45.4	83.8%	31.8	65.4%	58.2	90.1%	101.3	72.4%
20年度	44.1	87.7%	34.8	56.6%	50.3	76.1%	40.3	45.7%	46.2	83.2%	36.2	54.6%	53.0	74.5%	37.9	55.0%	62.4	87.9%	130.8	31.0%
21年度	41.2	91.1%	37.7	50.0%	45.1	86.3%	39.3	45.0%	48.7	80.5%	43.8	40.4%	54.5	73.9%	38.5	52.2%	70.2	88.8%	158.1	10.0%
22年（4月末）	48.0	81.9%	47.4	27.0%	51.0	76.7%	47.7	24.9%	59.0	66.7%	63.2	22.3%	62.6	59.5%	52.3	31.6%	61.0	88.4%	199.5	1.4%
22年（5月末）	48.3	79.5%	46.7	27.7%	50.4	77.7%	47.1	25.1%	57.5	67.1%	62.2	18.5%	61.3	61.3%	52.7	32.9%	59.9	88.2%	209.5	1.2%
22年（6月末）	47.9	79.1%	46.0	29.1%	49.6	78.8%	45.7	26.3%	55.4	68.8%	66.0	22.7%	58.7	65.8%	52.7	32.3%	59.6	88.9%	213.5	1.0%
22年（7月末）	47.0	79.3%	44.0	33.6%	48.8	78.6%	43.8	29.9%	52.3	70.2%	62.2	24.8%	57.8	66.6%	51.9	31.6%	59.8	89.1%	209.4	1.5%
22年（8月末）	45.9	81.1%	42.2	38.0%	47.4	80.4%	42.0	34.4%	51.5	73.9%	59.5	26.2%	57.6	67.3%	50.3	33.5%	60.5	88.0%	207.9	1.8%
22年（9月末）	44.4	83.2%	40.3	42.9%	45.6	82.7%	40.1	39.7%	49.4	76.6%	57.3	27.9%	56.1	69.5%	48.0	36.9%	60.8	87.4%	204.2	1.9%
22年（10月末）	43.2	84.9%	39.0	46.0%	44.3	84.4%	39.1	42.6%	47.2	79.8%	55.4	30.0%	54.9	71.3%	46.3	38.9%	61.6	86.6%	199.9	2.6%
22年（11月末）	42.3	86.4%	38.0	48.3%	43.6	85.8%	38.1	44.8%	45.5	82.2%	53.7	31.6%	53.9	73.1%	44.8	41.0%	62.2	85.8%	196.1	3.0%
22年（12月末）	41.7	87.4%	37.1	50.5%	42.5	86.8%	37.3	47.5%	44.4	84.0%	52.1	34.4%	52.8	74.4%	43.4	43.6%	62.1	86.1%	184.4	3.9%
23年（1月末）	41.0	88.2%	36.3	53.0%	41.8	87.7%	37.0	50.1%	44.0	84.9%	51.5	37.6%	51.9	75.6%	42.2	46.2%	61.5	86.5%	180.6	4.5%
23年（2月末）	40.3	89.2%	35.6	55.3%	41.1	88.6%	36.3	52.4%	43.5	85.5%	49.0	40.2%	51.1	76.7%	41.1	48.0%	60.9	87.1%	176.9	5.9%
23年（3月末）	39.5	90.1%	34.8	57.7%	40.5	89.5%	35.6	54.6%	43.7	85.4%	47.9	41.9%	50.6	77.4%	40.1	49.9%	60.1	87.7%	173.2	7.7%
（参考）																				
23年3月単月	33.1	98.2%	27.9	79.7%	35.0	97.3%	29.7	73.1%	46.8	84.1%	30.8	68.8%	47.9	81.8%	30.5	66.8%	52.7	93.3%	137.7	25.4%

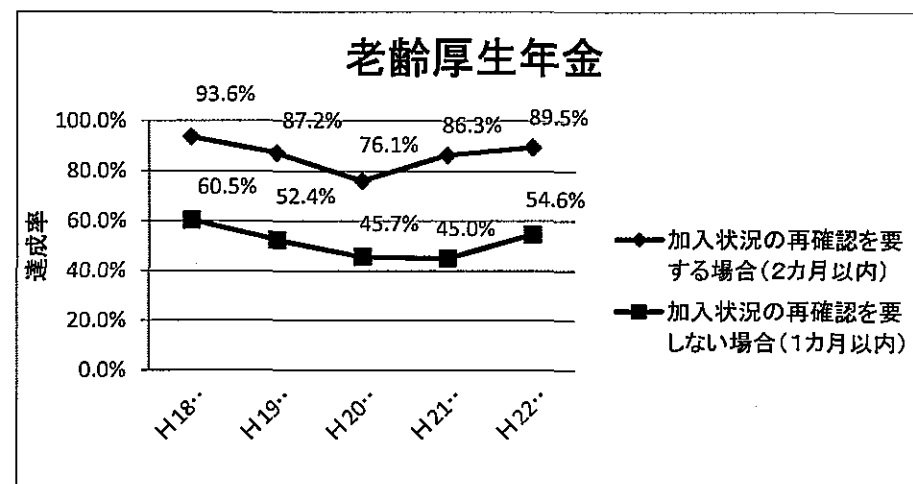
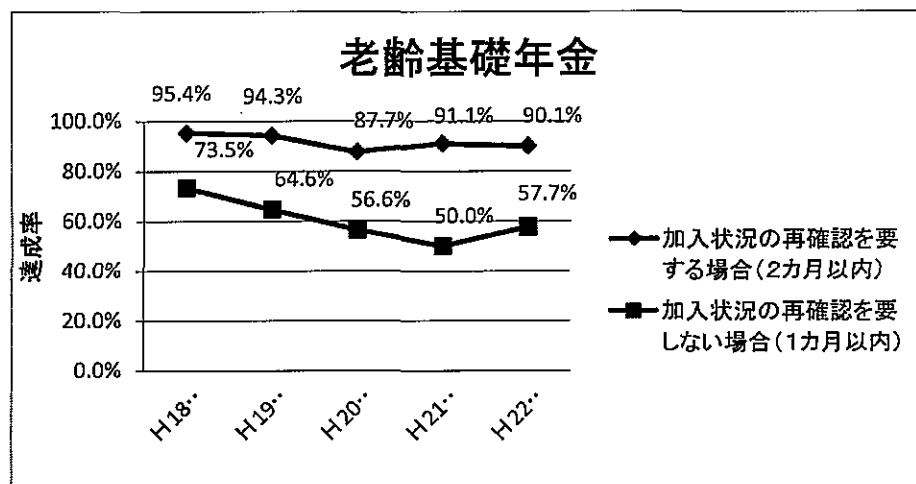
（注1） サービススタンダードとは、請求書を受け付けてから年金証書が届くまでの所要日数の目標を定めたものであり、上記数値は、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除く所要日数によるものである。

（注2） 日本年金機構中期計画において、「中期目標期間中、毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定した各サービススタンダードについて、最終年度においては当該達成率を90%以上とすることを目指す。」とされている。

サービススタンダード推移

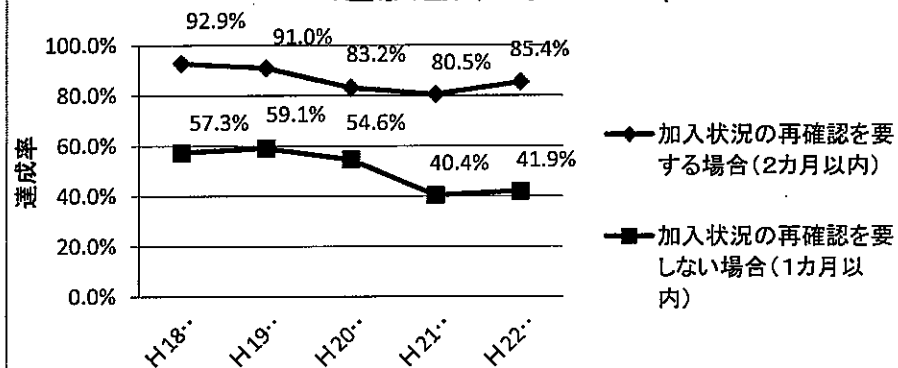
【別表22】

年度	老齢基礎のみ		老齢基礎・老齢厚生		遺族基礎のみ		遺族基礎・遺族厚生		障害基礎	障害厚生
	加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）	加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）	加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）	加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）	加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）	加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）	加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）	加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）	3カ月以内	3カ月半以内
H18年度	95.4%	73.5%	93.6%	60.5%	92.9%	57.3%	90.7%	70.5%	94.1%	75.7%
H19年度	94.3%	64.6%	87.2%	52.4%	91.0%	59.1%	83.8%	65.4%	90.1%	72.4%
H20年度	87.7%	56.6%	76.1%	45.7%	83.2%	54.6%	74.5%	55.0%	87.9%	31.0%
H21年度	91.1%	50.0%	86.3%	45.0%	80.5%	40.4%	73.9%	52.2%	88.8%	10.0%
H22年度	90.1%	57.7%	89.5%	54.6%	85.4%	41.9%	77.4%	49.9%	87.7%	7.7%

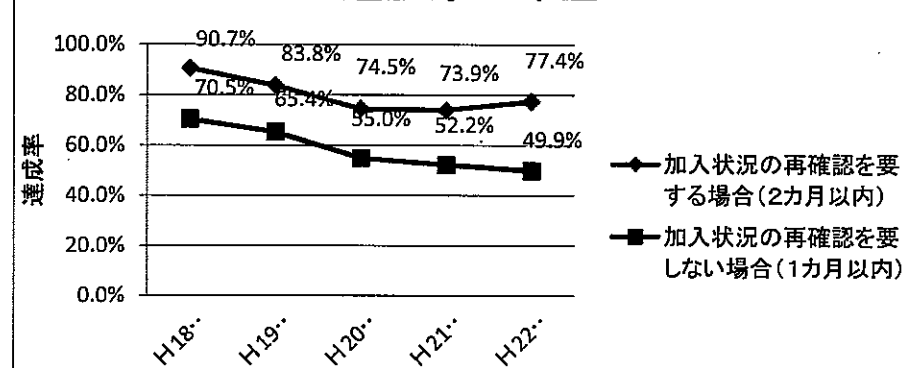


サービススタンダード推移

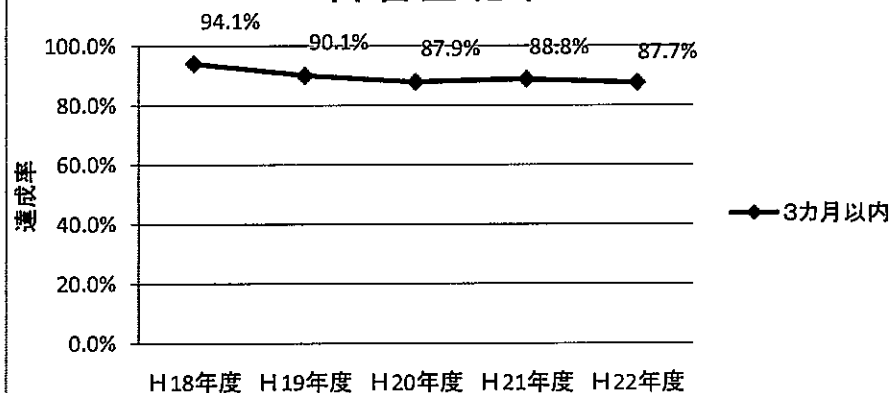
遺族基礎年金



遺族厚生年金



障害基礎年金



障害厚生年金

